

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月8日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	74	129	781	220	1,204	443	1,647
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	58	154	1,646	977	2,835	141	2,976
初任科生				132	132		132
合計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。